

インターフェイス Interface

VOL.
5
2005.3

CONTENTS

- 〈コラボレーション〉社会連携体験記
- 〈知財セミナー〉(特別企画)知的財産ポリシー及び関連規定類の解説
- 〈知財セミナー〉(特別企画)利益相反ポリシーの解説
- 〈ベンチャー〉インキュベーション施設利用事業の紹介
- 〈トピックス〉大学技術管理者協会(AUTM)2005参加報告
- 〈インフォメーション〉公募研究助成制度に関する最新のお知らせ



明治大学社会連携促進知財本部

大学における研究活動と 社会連携活動の協調について

本学の研究成果に基づく知財の創出・保護・活用を図るために、社会連携促進知財本部では、発明規程・知的財産ポリシー・利益相反ポリシーの整備等、様々な活動を行って参りました。このような知的財産活動の推進と同時に、大学における研究活動の意義やあり方について確固たる認識を持つことは、社会連携の基本的スタンスとして非常に重要なことと思われまふ。そこで本稿では、大学における研究活動と知財活動の協調に関して、知財本部員としての私見を述べさせて頂きます。

知財の母胎としての研究の重要性

本学には理工学部和農学部という2つの理系学部がありますが、そこで行われる研究の大半は、特許取得を第一義的な目標として行われるものではありません。特に自然科学系の研究においては、ある現象に関する機構の解明や発見に主眼が置かれます。このことは、研究の動機と特許等の知財としての権利確保の意欲とは、それぞれ別々のものであることを意味します。

特許としての視点からは既知の技術であっても、大学における研究課題として取り組むことに大きな意義がある場合は、少なくありません。例えば、動物の体細胞クローニング技術は、特許として既に成立していますが、アニマル・バイオテクノロジーの中で最も複雑なクローニングを成功させるには、高度な知識と技術が要求されるため、それに取り組むことは、学生にとって最高の訓練機会となります。換言すれば、高度な研究に学生を参加させることによってもたらされる教育効果と、研究成果の特許性とは、それぞれ別個の価値として、大学の研究活動中に存在するという認識が重要です。

特許の成立要件として、学問的真理は必須ではありません。このことから、特許取得を目標とする研究と、学術的研究

社会連携促進知財本部員
農学部教授
長嶋比呂志



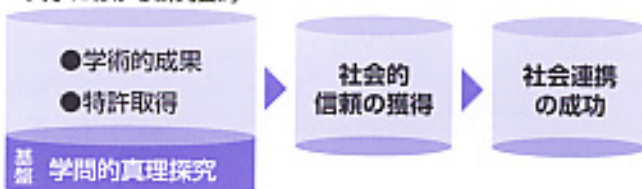
との間には、明確な方向性の相違が生じます。今日の大学の状況においては、どちらの研究に重点を置くかは、個々の研究者の判断に任されるのが妥当かと思われまふ。その一方で、学問的真理の探求には、厳密公正な方法論が必要であることは、大学の研究者が持つべきフィロソフィーとして常に認識されなければならないでしょう。正しい方法論に基づく真理探求の姿勢と経験は、産業的価値の高い特許など、知財を生み出す能力の母胎となるはずで、従って、大学の社会貢献が求められる今日こそ、大学における研究の重要性を、大学は再認識する必要があるかと思われまふ。

信頼が連携成功の鍵

以上述べたような、大学本来の使命を十分に果たすことは、本学に対する社会の信頼を高めるために、極めて重要なことと思われまふ。そのような信頼の上に、積極的な社会連携活動を進めることこそが、連携を成功に導く鍵となるに違いない。

表面的な社会連携の風潮に浮かれることなく、信頼度の高い研究を基盤とした実のある活動を進めるよう心して参存です。

大学における研究目的



このコーナーでは、毎回、本学の社会連携事例をご紹介しますが、今回は、「リファインパース株式会社」との連携事例をご紹介します。

現在、コンクリートや木くず以外の建築廃材は、不純物混入が阻害要因となり、リサイクルが進んでいません。同社はその不純物を除去する技術を保有しており、使用済みカーペットタイルから床材用のシートに再生する事業を行っています。本学との共同研究では、その再生の際、廃棄されていたナイロン繊維部分も再生する開発を行い、実績を挙げています。このような、共同開発に至った経緯と成果を、今後の展望を踏まえてお伝えします。

大学

プロフィール

1996年 明治大学理工学研究科
建築学専攻博士後期課程退学
1996年 東京都立大学工学部 助手
1999年 明治大学理工学部 専任講師として
現在に至る



小山 明男
明治大学理工学部
専任講師

リファインパース(株)との出会い

近年、産業廃棄物の排出量において、その約20%を占める建設産業に対し、循環利用の技術開発が以前にも増して強く求められるようになってきました。建設系副産物の中でもコンクリートや建設発生木材(木くず)などは、路盤材等への再利用により、高いリサイクル率を確保しているものの、それ以外の建物に利用されている他の建築材料は、なかなかリサイクルが進んでいないのが現状です。

(社)日本建材産業協会に設置された、「建設系廃棄物の再資源化に対する技術開発に関する調査研究委員会(主査:本学理工学部 菊池雅史教授)」に参画した私は、プラスチック系建材のリサイクルに取り組むようになりました。

プラスチック系建材のなかでも塩化ビニル樹脂が用いられている床材は、処理・処分の方法を巡る環境影響に及ぼす懸念から、マテリアルリサイクルの必要性は高いといえます。しかしながら、解体した建物から発生する廃塩化ビニル系床材には、他の多くの建築資材同様に、下地材等が不純物として混入されており、リサイクルを困難にしています。

ある時、リサイクルの阻害要因である不純物を除去する技術を開発した御美商(現、リファインパース)という会社を建設系工業新聞で目にしました。早速、御美商を訪問し見学させていただいたときは、下町の町工場のイメージそのもので「普段食卓を囲んでいるのでは？」と思うような場所で意見交換をし、本当に私どもが求めている技術を持っているのかと半分疑ったりもしました。しかし、実際に機械が動いているのを見たときには、その技術に目から鱗が落ちる思いがしました。そのころは、本学の知的資産センター(TLO)が設立されたばかりの時でしたし、また御美商の方々が大いなる熱意を感じたこともあり、その場で共同研究を打診しました。

共同研究とその成果

その後、TLOの支援を受けて、新エネルギー・産業技術総合機構(NEDO)の大学発事業創出実用化研究開発事業(通称マッチングファンド)に応募・採択され、2004年度から共同研究を進めることができました。

共同研究では、塩化ビニル系床材のなかでも需要が伸びているカーペットタイルのリサイクルに取り組みました。カーペットタイルは塩化ビニル樹脂とナイロン繊維の複合材料で、この2つを分離しても、塩化ビニル樹脂は再資源化できますが、ナイロン繊維は廃材として処理されてしまいます。そこで塩化ビニル樹脂のみならずナイロン繊維も有効利用するために、繊維補強再生樹脂シートの開発を行いました。

従来の製造法とは異なるダブルベルトプレス成型方法を採用することで、おおむねJIS規格の品質を満足する繊維混入再生樹脂シートを製造を可能にし、表層の印刷層を加工した製品サンプル(P3:写真1参照)も得られました。これにより、建築内装材の改修や廃棄物の収集運搬を事業の中心としていた御美商も、リサイクル部門に力を入れ、リファインパースをグループ中核企業として位置付ける再編成を行い、この種の建材の実製品化へ向けた準備を進めております。

今後の展望

私の所属する建築材料研究室では、1974年から研究を開始した再生骨材コンクリートをはじめ、各種産業廃棄物、工業副産物の再資源化に関する研究を実施してきました。しかし、建築物には種々の材料が使われており、特定の材料のリサイクル技術を開発するだけでは資源循環型社会は形成できません。建物の解体、廃棄物の中間処理なども含めて廃棄物の流れ全体を俯瞰して資源の循環性と環境共生性を両立させたシステムが必要になります。

私どもでは幸いにも2005年度からインキュベーションセンターに施設をお借りすることができ、『建設廃棄物の低環境負荷・高付加価値型再資源化技術開発』として、これらの課題に取り組んでおります。

今後もいろいろな企業との連携により、大学での研究成果を目に見える形で社会に還元していければと思います。そのためには本学のTLOの支援が不可欠で、今後ますますの充実が望まれます。



写真1: 各種表面層の繊維補強再生樹脂シート



写真2: ダブルベルトプレス装置

企業

プロフィール

(株)ノエビアを経て、(株)大前・ビジネス・ティベロップメントの設立に参加。
2004年(株)御美商 取締役副社長就任。
同年リファインバース(株) 代表取締役社長就任。
アールインバーサテック(株) 取締役就任。



越智 晶

リファインバース株式会社
代表取締役社長

インバース・マニファクチャリング企業を目指して

当社は使用済み塩ビ系床材、特にタイルカーペットから裏打ちの塩ビ部分を選択的に回収して、床材用のシートに再生する事業を行っております。グループ企業として下記の3社を有し、総合的に資源の有効利用をはかれる体制を採り、「逆流の生産システムを推進するインバース・マニファクチャリング企業」を目指しております。

- ①(株)御美商 産業廃棄物収集運搬/中間処理業
- ②(株)ベスト 内装工事一般
- ③アールインバーサテック(株) 再資源化技術開発

この「インバース・マニファクチャリング」の中核となる技術は、切削加工による塩ビ系樹脂廃材の粉体化技術です。平成13年に(株)御美商とアールインバーサテック(株)が共同して、主として廃タイルカーペットの再資源化を計画し、その開発に着手したことがスタートです。

明治大学との出会いから共同研究へ

当時、様々な試行錯誤をしていたところ示唆を与えてくれたのが、明治大学理工学部建築学科の菊池雅史先生が委員長を務めておられた(社)日本建材産業協会再資源化・用途開発調査委員会の平成13年度版「建設廃棄物の再資源化の調査研究」でした。その主たる要旨は裏面附着物の除去と、細粒子化についての提言でありました。

菊池先生方との実際の出会いは、実証プラント稼働後の平成15年12月のことでした。当時、再資源化・用途開発調査委員会の工場見学が当社掘切工場であり、委員長の菊池教授および小山明男講師が来社され、塩ビタイルカーペットから裏打ち材の塩ビ成分を一気に約500ミクロンの粉体にするシステムを見学されました。切削加工方式によるリサイクルプラントに対し、「目から鱗が落ちた」とお褒めの言葉を頂きました。年が明けてから生田校舎にお伺いして建築材料の再

資源化についてご意見を伺いました。また、マッチングファンド(大学発事業創出実用化研究開発)への申請についてご提案を頂き、明治大学と当社の「環境共生型「塩化ビニル系建設廃棄物の循環利用技術」の開発」が、平成14年度事業として採択される事になりました。本開発研究は成功裏に終了し、マッチングファンドを主催するNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)から「優秀」と言う評価を頂き、現在の事業に至っています。

廃棄物由来原料ならではの製品作りを

本開発研究は、使用済みタイルカーペットから回収された再生塩ビを用いて、新しい床材素材を開発しようというものです。

再生塩ビ粉末にタイルカーペットから回収された短繊維(ナイロン製)を適宜混合し、繊維強化床シートを試作しました。塩ビ粉末とナイロン短繊維をヘンシェルミキサーに投入し、約130℃で混練りしたものを半熔融状態で取り出し、ミキシングロールでシート厚みを調整し、更にダブルベルトプレス装置(写真)で仕上げ材を貼り合わせて床材を製造するのです。本装置の特徴は必要に応じてシート厚みを自由に変更できることで、10mm厚を超える厚みのシートの製造も容易であるという画期的な製造装置と言えます。

さらに明治大学が駿河台校舎のアカデミーコモン内に新設されたベンチャー企業育成のためのインキュベーションセンターの「サステナブル・コンストラクション・研究室(代表・小山講師)」にも参画させて頂いております。

リファインバースグループとしては、廃材由来樹脂の微粉体化に一層の磨きをかけると共に、これらを微粉体の複合化や新しい高機能化を目標とした「廃棄物由来の原料からしか実現し得ない製品」作りを行いたいと考えています。

その第一歩として、ここ2~3年の実証プラント運転経験や、菊池・小山両先生方との交流を含む新しい開発経緯を踏まえた本格的な再資源化工場を千葉県内に実現させたいと考えており、大学の皆様方との交流を深めながら、産学の連携を一層強めたいと考えています。

リファインバース株式会社 会社概要

資本金: 2億4300万円(平成17年1月現在)

所在地: 東京都中央区

代表者: 代表取締役社長 越智 晶

業務内容: 新規事業開発、産業廃棄物の再資源化処理、再生原料/製品(リファインプロダクト)の製造・販売、再資源化プラントの製造・販売

知的財産ポリシー及び関連規程類の制定について

この度、本学における産学連携推進の体制整備の一環として、知的財産（以下、知財）ポリシー、発明規程、有体物取扱要領および秘密情報取扱要領が制定・整備されましたので、概要について解説します。

柴田 義弘

明治大学 社会連携推進知財本部
知的財産マネージャー
元 三菱化学(株) 知的財産部 部長次長



知的財産ポリシー

本ポリシーは、本学の成果を知財として取り扱う際の具体的な判断基準を示すものです。学外に対しても公表され、本学と連携しようとする企業等が、本学の連携に関する考え方について予め判断するための重要な規程となります。

以下、本ポリシーの要点を説明します。

① **知財の保護・確立**…研究成果（以下、成果）が、速やかに社会で活用されるように、先ずは知財として保護・確立する必要があります。旧発明規程では、主に特許発明を対象としていましたが、産業利用目的が高いDB・プログラム等の著作物、有体物、および一定の要件を満たすノウハウ等まで拡大されました。

② **知財の本学帰属**…本学が組織として社会連携を推進し、学術研究の振興と成果の効果的活用を図るため、本学から支給された研究経費を使用して行った研究または本学施設を利用して行った研究による知財（職務関連発明）のうち、本学が承継すべきと判断したものについては本学帰属となります。論文、教育テキスト、研究書籍、講演原稿等の著作物は、従来どおり個人帰属です。

③ **知財の学会発表前の届出**…教職員等が、②に挙げられた研究において知財を創出したときは、原則として、学会発表等の前に知財本部に届け出ることにしました（DB・プログラム等の著作物、有体物、およびノウハウについては、企業等に技術移転予定があるものについてのみ届出の対象）。

④ **不服申し立て制度**…職務関連発明に該当の認定等に対して不服がある場合には、発明者は学長に不服を申し立てることができます。

⑤ **研究に携わる学生の取扱方針**…教職員は、学生を企業等との共同・受託研究等に関与させる場合や、本学の設備や研究費を用いて研究を行わせる場合には、学生に秘密保持や知財の本学帰属についてよく説明した上で、当該学生から本学に対し所定の誓約書を提出させるように努めるものとします。

⑥ **共同・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方**…本学は、企業等との共同・受託研究に積極的に取り組み、更なる研究の高度化を図ります。これに関する契約は、知的資産センターが窓口となって締結します。そこで創出された知財に関する権利の帰属及び持分は、創出への寄与度に応じることを原則としますが、

1. 対価等の条件

2. 企業との知財の共有または譲渡による、本学における今後の研究活動への影響

を考慮の上、柔軟に対応します。

企業等の共同出願人がその権利を実施する場合には、実施利益の適正な配分を定めるものとします。

ライセンスは、非独占的通常実施権、範囲を限定した独占的実施権の許諾を原則としますが、場合により権利譲渡にも対応します。

発明規程（改正）

知財ポリシー制定に沿って、発明規定が改正されました。報償金の支払い比率に関しては、特許法の改正に伴い教職員の意見を聴取して見直される予定です。なお、適用範囲も拡大され、専任教職員のほか、研究支援者、受入研究員、非専任教職員および学生の内、この規程の適用を受けることに同意した者も含まれました。

有体物取扱要領

有体物の取扱については、近年、我が国においてもその重要性が認識されています。加えて、経済的価値が認識されてきたことから、本学における成果の社会還元的重要手段となっています。

① **管理の対象となる有体物**…研究材料、試薬、生物試料、試作品、成果情報を記録した記録媒体等

② **有体物の本学帰属**…職務関連発明に係る有体物は、本学帰属とします。

③ **産業利用目的の有体物の提供手続**…本学と提供先との間で、研究材料提供契約（MTA）を締結することを原則とします。

④ **学術交流目的の有体物の提供手続**…提供先から所定の有体物受け入れの誓約書を受け取ることを原則とします。

⑤ **外部からの有体物の受け入れ手続**…提供元からMTAの締結を求められた場合には、知的資産センターが窓口となって対応します。学術交流を目的とする有体物の提供を受ける場合、提供元から誓約書の提出を求められたときには、その提出について所属長の了承を得るものとします。

秘密情報取扱要領

産学連携の深化に伴い、本学が組織として企業から開示された重要な営業秘密の秘密保持義務を負うケースが増加し、その遵守の体制整備が必要になっています。また、特許出願手続前の成果や特許権保護対象とはならないものの技術移転の対象となるノウハウ等についても、従来は研究室の規律に委ねられてきましたが、本要領により大学の知財としての保護が定められました。

① **秘密情報の種類とアクセス制限**…第三者の営業秘密等は、極秘とし、直接担当する教職員のみアクセスできます。それ以外の秘密情報は、必要に応じて教職員はアクセスできますが、学生のアクセスには誓約書提出が必要となります。

② **管理責任者**…発明等を行った、あるいは共同研究等を担当する教職員の代表者、秘密情報を取り扱う事務部門の管理者等は、秘密の区分を特定、表示し、保管場所を指定します。

③ **保管方法**…秘密文書等は施錠したキャビネット等に保管します。また廃棄時にはシュレッダー等を使用します。

④ **教育・啓発**…管理責任者は、秘密文書にアクセスする者に対し、本要領の内容について説明するものとします。

明治大学利益相反ポリシーに関する解説

これまで利益相反について4回にわたって解説してきましたが、今回は、2005年1月11日に理事会で承認、制定された「明治大学利益相反ポリシー」について解説します。



鳥生 裕

明治大学 社会連携促進知財本部
知的財産マネージャー
あずさ監査法人 知的財産戦略室
シニアマネージャー/公認会計士

利益相反ポリシーの制定の経緯

大学には、教育と研究に加え、社会への研究成果還元が求められています。ところが、社会連携活動を行うと、不可避的に利益相反の状況が発生します。そこで、大学の信頼（インテグリティ）や評判（ブランド）を維持し、発展させるためには、大学における利益相反の管理システムが必要となります。

利益相反マネジメントは、単に大学の技術移転や知財戦略、あるいは産官学連携のテーマを超えて、大学の教育、研究に直接に関係する大学全体で取り組むべき課題であると早くから認識されていました。

そこで、利益相反ポリシー制定にあたっては、納谷学長兼総長のリーダーシップのもと、各学部よりご参画いただいている社会連携促進知財本部・知的財産センター合同運営委員会の委員、学部長会、学長室等の先生方の貴重な意見が反映されています。また、ポリシーの原案は各学部の教授会においても審議されています。

最終的には常勤理事会および2005年1月11日に開催された理事会で承認、制定されました。

利益相反ポリシーの制定の意味

利益相反ポリシー制定に先立って2004年10月26日開催の理事会で「社会連携ポリシー」および「知的財産ポリシー」が承認、制定されました。更に、知的財産ポリシーの制定をうけ、「明治大学発明等に関する規程」が全面的に改正され、利益相反ポリシーと同時に承認されています。

これらは、本学の使命である教育・研究・社会連携活動をバランス良く進める上で、避けては通れない課題でした。これらのポリシー等が整備されたことによって、研究や社会連携活動に安心して取り組める基盤が確保されたこととなります。

今回制定された利益相反ポリシーは、利益相反管理に向けての本学の基本的なスタンスを示したものです。利益相反マネジメントの詳細につきましては、今後新たに設置される「利益相反管理委員会」等において、更に検討を加えることとなります。なお、本ポリシーでは、利益相反委員会の設置については、利益相反委員会設置要綱等で定めるものとされています。

明治大学利益相反ポリシーの解説

本学利益相反ポリシーは、次の3項目から構成されています。

- I. 利益相反ポリシー制定の基本的な考え方
- II. 利益相反の定義と本ポリシーの適用対象者
- III. 利益相反マネジメント体制

以下、順次解説を加えます。

I. 「利益相反ポリシー制定の基本的な考え方」

本ポリシーでは、利益相反は、産官学連携を進めるにあたって、不可避的に生じるものとしています。そして、利益相反について後ろ向きに考えるのではなく、積極的に受容し、本学の特徴を活かしたマネジメント体制の構築を図るものとしています。

更に、産官学連携に、本学の教職員が安心して取り組むことができるようにするとともに、産官学連携の健全な発展に資することを念頭に作成されました。

また、本学は、大学側の一方的な価値観を押し付けることはせずに、多様な価値観とそれに裏付けられた自発的な活動を推奨するとしています。

しかし、多様な価値観は時として衝突することがあります。例えば、「大学で生まれた研究成果を利用して教職員が、大学ベンチャーを起業し、取締役に就任することが、大学での本務である教育を行う責任と衝突しないか」がその一つです。

利益相反ポリシーには、多様な価値観が衝突した場合に特に重視すべき項目として、

- 「学生に対し充実した教育を行う責任」
- 「研究成果の信頼性と説明責任」
- 「研究資金の源泉と用途の透明性」
- 「大学としての科学の進歩と技術の普及への責任」
- 「学外との諸機関との共同研究の促進と本学の知的財産の保護」

等の7項目が記載されています。これらは順不同ですが、仮に、当該「取締役」に就任することの是非が問われた場合には、7つの項目に総合的な判断を加えて、大学としての見解を出すことを想定しており、この見解を出す機関として利益相反委員会が設置されることとなります。

II. 利益相反の定義と本ポリシーの適用対象者

本ポリシーでは利益相反を、教職員が社会連携活動によって得る個人的利益や社会的責任が、大学における教育・研究上の責任と衝突している状況、と定義しています。通常言われる「責務相反」と「狭義の利益相反」を含む概念です。

また、本ポリシーの適用対象者は本学専任教職員となっています。

本学の知財ポリシーや発明規程が、本学と契約関係にある研究員や学生等も対象とするのに比べ、範囲が限定されていることに留意が必要です。

III. 利益相反マネジメント体制

利益相反マネジメント体制では、次の3点について言及しています。

1. 利益相反委員会の設置
2. 自己申告制度による個人的利益情報の開示
3. 利益相反アドバイザーの配置

これらの項目については、本セミナーの3回目（Interface Vol.3 P5 「利益相反に関するセミナー」）において、一般的・標準的な考え方を解説しておりますので、ここでは省略します。

前述したとおり、マネジメント体制については、本ポリシーでは骨子のみが記載されており、具体的な運営制度については、本学の特徴を勘案して、利益相反委員会等で更に検討を加え、構築される予定です。

インキュベーション施設利用事業紹介

ビジネス環境としても優れた、本学アカデミーコモン内に位置するインキュベーション施設では、様々なプロジェクトが進行中です。

本号では、その中から「まちづくり支援システム」の事業を紹介します。



古市 修

まちづくり支援システム研究・開発チーム
代表
(明治大学大学院 博士後期課程)

住民主体のまちづくり

平成16年12月に「景観法」が施行されました。都市における良好な景観形成のために定められた、日本で初めての景観についての総合的な法律です。現在、地方自治体への権限委譲やこの景観法を背景に、多くの地方都市は新しいまちづくりの枠組や住民の合意形成の推進に取り組んでいます。しかし、専門的ツールを利用することができないことから、長期的なビジョンを策定することが困難であり、また行政機関のまちづくりへの尽力にもかかわらず、住民と対立するケースが多く見られ、行政と住民との間に入り、円滑なまちづくりを行う第三者的な立場の機関へのニーズが高まっています。さらに法律が整備されても、良好な都市環境を形成するためには、住民の参加・合意を基にしたまちづくりを行うことが必要不可欠です。この「住民主体のまちづくり」にとって、行政と住民との合意形成が重要になり、各々の意見を具体的なビジョンとして示す技術が求められています。本事業は、第三者機関として住民主体のまちづくりを支援するために、より汎用性の高い支援システムの開発・提供を行い、誰でも容易に街の将来ビジョンを描ける体制を整えるというものです。また自立可能な地方都市を推進するために、NPO等への人材育成のノウハウも提供しています。

まちづくり支援システムの提供

住民主体のまちづくりに関する分析ツールや合意形成手法などを総合して「まちづくり支援システム」とし、以下の内容を研究開発し、地方公共団体に提供を行っています。

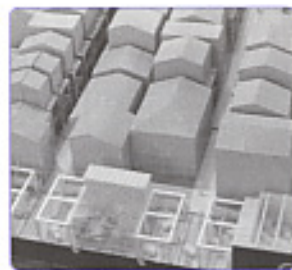
- 都市調査・分析
 - ・GIS（地理情報システム）による各都市の景観や街並みの現地調査とデータベース化
 - ・都市解析ツールや景観分析ツールの開発
- 景観シミュレーション
 - ・都市模型の作成
 - ・CG、VR（バーチャルリアリティ）、アニメーションなどの3D景観シミュレーションの作成
- ワークショップ開催支援
 - ・住民参加型まちづくりワークショップの手法提供や実施
- コンサルティング
 - ・意向調査等の実施と分析
 - ・街並みガイドラインの作成

大学と社会とのパイプライン

景観やまちづくりに関する研究は、社会に実践することが困難でした。景観法が施行された今、都市景観に関する理論的な分析や評価が求められています。本事業は、まちづくり支援システムの開発に当たり、専門的でより実践可能な理論を必要としています。大学で行っている有益な研究はどんどん取り入れていき、実践へ移し、社会に還元していきたいと考えています。大学の理論研究と社会とを結びつけるパイプラインとなることを目指しています。



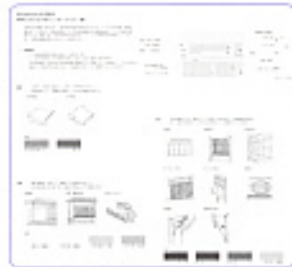
GISなどを用いた都市調査・分析



模型・CG・VRなどによる景観シミュレーション



ワークショップ開催支援



意向調査分析・まちづくりガイドラインの作成

2005年AUTM年次総会およびセミナー出席報告

知的財産業務に従事している大学等の技術移転管理者のための団体である、AUTM (Association of University Technology Managers: アメリカ大学技術管理者協会) の年次総会が、2005年2月2日より2月5日までアメリカ合衆国アリゾナ州フェニックスにて開催されました。本学からも昨年に引き続き、知的資産センターから2名が参加しました。

常泉 邦彦

明治大学 社会連携促進知財本部
知的財産マネージャー

はじめに

今回の年次総会には技術移転に関わる大学関係者や専門家などが、世界中から約1,800名が参加しました。これは過去最大規模で、AUTMの知名度が世界的に向上していることを示しています。日本からは経済産業省、文部科学省をはじめとする関係省庁、東京大学、東京工業大学などの国公私立大学から約100名が参加しました。また、現在のAUTM会員総数3,425名の内、83%が米国内の会員ですが、残り17%の内、50%がEU、40%がアジア、7%が南米からの会員で、中でもアジアの会員の急増が目覚しく、アメリカのバイ・ドール法を基本とした大学の技術移転モデルが、世界規模で拡がりつつあることを示唆しています。

基調講演・セッション

まずは、米国のミシガン大学学長より「教育による研究者人材育成の重要性」を中心とした基調講演がなされ、①人類の繁栄の為に発明に力を入れることは最優先課題の一つであること、②米国における現在の第3次産業偏重の風潮を見直し、研究及び生産活動を尊重すること、③大学からの技術移転による経済発展を重視し、教育を通じてそれらに挑戦することがAUTMの



ミシガン大学学長Mary Sue Coleman氏による基調講演の様子



全米NBC放送Robert Bazell氏の講演

狙いであると述べられました。続いて、産業界の講演者からは、産学連携により複数の会社を創設してきた経験から、「従来、特許の取得・活用に関するアドバイスが中心であったTLOの使命が、現在では新産業の創出へとシフトしつつある」との認識が示されました。

また、基調講演の他に、出席者の専門分野活動・研究分野毎に焦点をあてた50以上の教育セッションが設けられ、今回の傾向としては「バイオ」「医療」「ベンチャーキャピタル」「技術移転に関する競争」「国際特許」「中国における技術移転」に重点がおかれていました。セッションの質は年々向上しており、参加者は戦略的な討議ができるようになってきています。特に印象に残ったのは「技術移転時の策略」のセッションで、日本では通常話題となり難い、大学から企業へ技術移転する際の交渉上の駆け引きをテーマとしており、大変参考となりました。



大学、企業、技術移転機関によるポスターセッション

今回の感想

全体的な課題としては、成功事例発表とそれに対する質疑応答から問題提起がなされるに留まってしまっていることが挙げられます。各セッションとも、次に何をすべきかの方向性を探るための糸口までは提示できていないというのが正直な感想です。

日本のTLOは、米国のTLOとは文化的・沿革的背景が異なり、その組織構造や役割をそのまま取り入れることはできません。とは言え、優れた取り組み等、参考となる活動は我が国でも今後積極的に検討していくべきであり、AUTMから学ぶ意義は正にここにあると言えるでしょう。



参加登録受付にて(左側筆者)

NEDOマッチングファンド、STARC共同研究テーマ 理工学部小椋助教授の2研究テーマが新規に採択 —今年度の外部研究資金2億円に—

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「平成16年度第2回大学発事業創出実用化研究開発事業（通称：マッチングファンド）」に、小椋厚志理工学部助教授の「高速駆動ミラー光源を持つUV/可視同軸照射ラマン顕微鏡の開発」が新規に採択されました。

これにより今後3年にわたって、本研究事業の資金提供事業であり研究パートナーでもある株式会社フォトンデザインと共同で、Siウェハー歪量の高精度測定技術の実用化を目指す研究を行い、将来的に同社にて研究成果の事業化を行います。

資金提供事業者からの共同研究資金とNEDOの助成金をあわせて、年間約1,800万円の研究費が今後3年間にわたり、本学に提供されます。

また、半導体理工学研究センター（STARC）*が募集した2005年度共同研究開発テーマにも、同助教授が提案する「基板およびプロセス歪の非破壊高精度分布測定」が新規に採択を受けました。

この研究テーマの採択により、年間約1,000万円の研究費が3年間を通じて導入されることになります。

今回新規に採択された2件の研究テーマ以外にも、現在、3件のマッチングファンド事業が知的資産センターを通じて動いており、企業等からの受託・共同研究費を含めると、当センターを通じての外部研究資金は、今年度ベースで総額約2億円に達する見込みです。

なお、平成17年度のマッチングファンド研究開発テーマの公募については下記お知らせをご参照ください。

*半導体理工学研究センター（STARC）／シリコン半導体技術分野において大学等と共同研究を遂行することにより、半導体産業の技術基盤ならびに先端競争力の強化を促進することを目的に、日本の半導体関連民間企業により設立された組織。日本の半導体産業が今後、世界的なリーダーシップを発揮していくために、産学協同による共同研究を通して技術基盤強化、研究・技術者層の活性化を目指している。

平成17年度大学発事業創出実用化研究開発事業（マッチングファンド）公募開始のお知らせ

この開発事業は、政府の「大学発ベンチャー1,000社」を目指す施策の一環として2002年から始まり、大学の研究成果として生まれた特許などの知的資産を事業化し、新たな産業や雇用を創出することを目的としています。

大学の研究シーズ（成果）と企業のニーズがマッチングをし、そのシーズを実用化レベルへ押し上げるための共同研究を大学—企業間で行う際の研究費を国が助成する仕組みです（企業拠出分の倍額まで）。例として企業からの研究員派遣等の人件費を当ファンドから支払うことができます。

当ファンドは募集する研究分野を問わないことや大学等の技術移転組織を対象としているため、採択される確率が高いことも、お勤めする理由となっています。なお、平成17年度第1回の採択数は大幅増となりますので、是非、応募をご検討ください。

マッチングファンド事業の内容

- 研究開発事業（R&D）：民間事業者による大学等の研究成果の事業化を目的とした研究開発。民間事業者と大学等が連携して、大学等における研究成果（特許等）を活用し、事業化に向けて研究開発を行うことを前提とする。
- 事前調査事業（F/S）：民間事業者が中小企業である場合に限り、事業化可否を判断するための事前調査支援。基礎研究成果の確実性、実用化開発フェーズへの移行判断に必要なデータの検証、先行技術などの調査。

助成期間・助成金額等

- 助成期間は研究開発事業が3年以内、事前調査事業が6ヶ月以内。
 - 助成率は同事業ともに2/3以内。残り1/3以上は実用化を行う民間事業者等が研究費として拠出する。
 - 助成金の額は研究開発事業が1件1年当たり1,000万円以上、事前調査事業では1件当たり400万円以下。
- 応募締め切り：4月18日（月）

- ◆詳細な情報は…NEDOホームページ http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/170218_4/170218_4.html
- ◆お問い合わせ…知的資産センター事務局 担当：小澤 TEL：03-3296-4327 e-mail：ma02002@mics.meiji.ac.jp

Interface ^{VOL.5} [インターフェイス] 2005年3月1日号/明治大学社会連携促進知財本部

【発行・編集】明治大学社会連携促進知財本部

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
TEL:03-3296-4327 FAX:03-3296-4283
E-mail tlo@mics.meiji.ac.jp
<http://www.meiji.ac.jp/tlo/>



知的資産センターでは、企業等との受託・共同研究に加えて、公募研究助成の申請に対する支援等も行っています。経験豊富なスタッフが、競争的配分の各種研究助成事業に応募する際のお手伝いを致します。ぜひ積極的にご声掛けください。(K)